

5月は  
消費者月間

# ネットショッピングやSNSでの ネット消費者トラブルにご注意を!



枚方市でも  
相談件数最多!

メッセージアプリやSNS、ネットショッピングなど、今や私たちの暮らしと切り離せないインターネットですが、それに伴いインターネット関連のトラブルがあとを絶ちません。中でも、通信販売での「定期購入」やSNS関連の相談が近年全国的にも増えています。顔の見えない相手との取り引きだからこそ、十分な注意が必要です。

☎消費生活センター ☎・☎844・2433

## こんなケースが増えています!

ケース  
1

### その申し込み、「定期購入」になっていませんか

インターネットで初回980円のサブリの広告を見て注文した。商品受け取りから1カ月ほどしてまた同じ商品が届き、2万円の請求書が入っていた。販売店に「定期購入になっている」と言われた。



- (1) 契約条件を必ずチェックすること
- (2) 業者からのメールなどは必ず保存すること



ケース  
2

### SNSや広告で「簡単に稼げる」はウソ

「写真を撮ってネットにアップするだけで稼げる」というSNS広告を見て登録した。30万円でサポートしてもらおう契約をしたのに儲からない。



- (1) 「必ず儲かる」「返金保証」などの広告やトークは信じないこと
- (2) 相手と連絡が取れなくなることも少なくありません。相手の名前や連絡先は必ず確認を

あなたも狙われています

### 断る勇気も!

「今だけ」「あなただけ」などの甘い言葉に惑わされず、契約前にまずは一度立ち止まり、周りに相談してみましょう。口約束だけでも契約は成立します。その場で、断る勇気も必要です。

無視して訪問勧誘は府条例違反!  
訪問勧誘お断りステッカー



消費生活センターや各支所・図書館などで配布。

まずは**消費生活センター**に**電話**で相談を!

相談件数 **2929件** (令和5年度実績)

被害の未然防止や悪質商法や商品事故など事業者とのトラブルの解決に向けて消費生活相談員と一緒に考えます。

相談専用  
電話

☎ **844・2431**

受付時間は平日午前9時30分～午後4時30分、相談無料・秘密厳守。

5月の大型連休中など土・日曜、祝日は

消費者ホットライン ☎ **188** に相談を!